

知識財産基本法

1. 提案の理由

世界の主要国家は、最近国が主導して知識財産を管理し、保護戦略を立てる等、汎政府的な知識財産政策を推進しているにもかかわらず、

わが国は現在、特許権・実用新案権・デザイン権・商標権等の産業財産権は特許庁、著作権は文化体育観光部、植物の新品種と関連する品種保護権は農林水産食品部が管掌している等、汎政府的な知識財産政策や保護戦略を樹立しがたい状況である。

したがって、統合的な知識財産基本法を制定して、知識財産の創出・保護・活用の促進及び基盤強化に関する中・長期的な政策目標と方向を樹立するようにし、汎政府的な知識財産政策の審議・調整等のための国家知識財産委員会を設置するようにする等、知識財産政策の樹立・推進の求心点を設定することにより、知識財産政策を体系的・効率的に推進し、知識基盤経済下において国家競争力を強化しようとするものである。

2. 法の主要内容

イ. 知識財産を人間の創造的活動や経験等により創出されたり発見された知識・情報・技術、思想や感情の表現、営業や物の表示、生物の品種や遺伝資源、その他無形のものであって財産的価値が実現されうるようなものと定義する(第3条)。

ロ. 知識財産に関する主要政策と計画を審議・調整して、その推進状況を点検・評価するために、大統領所属に国家知識財産委員会を設置し、委員会の委員

長は国務総理と民間委員が共同で務めるようにし、委員会の業務を支援するために事務機構を置くことができるようにする(第6条及び第7条)。

ハ. 政府は、5年ごとに知識財産に関する中・長期的な政策目標及び基本方向を定める国家知識財産基本計画と、それによる各機関別・年度別の推進計画を定める国家知識財産施行計画を樹立・施行するようにする(第8条から第10条まで)。

ニ. 政府は、知識財産及び新知識財産の創出を支援し、研究開発の結果が優れた知識財産の創出に結びつくように支援しなければならない、知識財産の創出者が正当な補償を受けられるようにしなければならない(第17条から第19条まで)。

ホ. 政府は、知識財産が迅速・正確に権利として確定され、効果的に保護されるようにしなければならない、知識財産関連の紛争が迅速・公正に解決されるように関連制度を整備し、外国でわが国民の知識財産が保護されるように努めなければならない(第20条から第24条まで)。

ヘ. 政府は、移転、取引、事業化等の知識財産の活用が促進されるようにしなければならない、知識財産サービス産業を育成しなければならない、共同研究による知識財産の公正な配分及び大企業と中小企業の同伴成長の推進等、知識財産が合理的かつ公正に活用されるようにするために努めなければならない(第25条から第28条まで)。

ト. 知識財産が尊重される社会環境の造成、知識財産の国際標準化の支援、知識財産に関する情報の円滑な流通、知識財産の専門人力と研究機関の育成等、知識財産の創出・保護及び活用の促進のための基盤造成施策を推進するようにする(第29条から第35条まで)。

- チ. 知識財産関連の規範の国際化と開発途上国に対する支援を強化するようにし、北朝鮮と知識財産分野の相互交流を増進する(第36条から第38条まで)。
- リ. 委員会及び専門委員会の委員、事務機構の職員及び委員会の委嘱により委員会の業務を遂行する者のうち公務員でない者は、「刑法」第129条から第132条までの規定を適用するときには公務員と擬制する(第40条)。
- ヌ. 施行時期を公布後2月が経過した日とする(附則第1条)。

知識財産基本法

[施行2011年7月20日][法律第10629号、2011年5月19日制定]

第1章 総則

第1条(目的) この法は、知識財産の創出・保護及び活用を促進し、その基盤を造成するための政府の基本政策と推進体系を設けて、わが社会において知識財産の価値が最大限に発揮されうるようにすることにより、国家の経済・社会及び文化等の発展と国民の暮らしの質の向上に資することを目的とする。

第2条(基本理念) 政府は、知識財産関連の政策を、次の各号の基本理念にのっとり推進しなければならない。

第1号. 著作者・発明家・科学技術者及び芸術家等、知識財産の創出者が創意的かつ安定的に活動することができるようにすることにより、優れた知識財産の創出を促進する。

第2号. 知識財産を効果的かつ安定的に保護し、その活用を促進するとともに合理的かつ公正な利用を図る。

第3号. 知識財産が尊重される社会環境を造成し、専門人力と関連産業を育成することにより、知識財産の創出・保護及び活用を促進するための基盤を設ける。

第4号. 知識財産に関する国内規範と国際規範の間の調和を図り、開発途上国の知識財産の力量強化を支援することにより、国際社会の共同発展に寄与する。

第3条(定義) この法で用いられる用語の意味は、次のとおりである。

第1号. “知識財産”とは、人間の創造的活動又は経験等により創出されたり

発見された知識・情報・技術、思想や感情の表現、営業や物の表示、生物の品種や遺伝資源、その他無形のものであって財産的価値が実現されうるようなものをいう。

第2号．“新知識財産”とは、経済・社会又は文化の変化や科学技術の発展により新たな分野において出現する知的財産をいう。

第3号．“知識財産権”とは、法令又は条約等により認められたり保護される知的財産に関する権利をいう。

第4号．“公共研究機関”とは、次の各目のいずれかに該当する機関をいう。

イ．国家又は地方自治団体が直接設立・運営する研究機関

ロ．「高等教育法」第2条による学校

ハ．「政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」第2条による政府出捐研究機関

ニ．「科学技術分野政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」第2条による科学技術分野政府出捐研究機関

ホ．「地方自治団体出捐研究院の設立及び運営に関する法律」第2条による地方自治団体出捐研究院

ヘ．「特定研究機関育成法」第2条による特定研究機関

ト．「産業技術革新促進法」第42条による専門生産技術研究所

チ．「公益法人の設立・運営に関する法律」第2条に規定された公益法人のうち知識財産の創出や活用に係る業務を遂行する機関

リ．「公共機関の運営に関する法律」第4条により公共機関として指定された機関のうち知識財産の創出や活用に係る業務を遂行する機関

第5号．“事業者等”とは、公共研究機関以外の者であって、知識財産に係る事業を行う者又は研究・支援等の業務を遂行する者をいう。

第4条(国家等の責務)

第1項．国家は、この法の目的と基本理念にのっとり、知識財産の創出・保護及び活用を促進し、その基盤を造成するための総合的な施策を設けて推進

しなければならない。

第2項. 地方自治団体は、第1項による国家の施策と地域的特性を考慮し、地域別の知識財産施策を設けて推進しなければならない。

第3項. 公共研究機関と事業者等は、優れた知識財産の創出と積極的な活用及び所属研究者と創作者の処遇改善のために努めなければならない。その成果に対する正当な補償がなされるようにしなければならない。

第4項. 国家、地方自治団体、公共研究機関及び事業者等は、知識財産の創出・保護及び活用の促進とその基盤造成のための政府の施策が効果的に推進されるよう、互いに協力しなければならない。

第5条(他の法律との関係)

第1項. 知識財産に係る他の法律を制定又は改正する場合には、この法の目的と基本理念に添うようにしなければならない。

第2項. 知識財産の政策の推進に関して他の法律に特別な規定がある場合を除いては、この法において定めるところに従う。

第2章 知識財産政策の樹立及び推進体系

第6条(国家知識財産委員会の設置及び機能)

第1項. 知識財産に関する政府の主要政策と計画を審議・調整し、その推進状況を点検・評価するために、大統領所属で国家知識財産委員会(以下“委員会”という)を置く。

第2項. 委員会は、次の各号の事項を審議・調整する。

第1号. 第8条による国家知識財産基本計画及び第9条による国家知識財産施行計画の樹立・変更に関する事項

第2号. 第10条による基本計画及び施行計画の推進状況に対する点検・評価に関する事項

第3号. 知識財産関連の財源の配分の方向及び効率的運用に関する事項

第4号. この法による知識財産の創出・保護及び活用促進とその基盤造成のための施策に関する事項

第5号. その他知識財産の創出・保護及び活用の促進とその基盤造成のために委員長が必要と認める、又は関係中央行政機関の長又は特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事(以下“市・道知事”という)が要請する事項

第3項. 委員会は、委員会が審議・調整しようとする事項が他の法律により樹立された政策や計画と関連する場合には、予め該当政策や計画を主管する機関と協議しなければならない。

第7条(国家知識財産委員会の構成及び運営)

第1項. 委員会は、委員長2名を含む40名以内の委員で構成する。

第2項. 委員長は、国務総理と第3項第2号の委員の中から大統領が指名する者となる。

第3項. 委員は、次の各号の者となる。

第1号. 関係中央行政機関の長及び政務職公務員の中から大統領令で定める者

第2号. 知識財産に関する学識と経験が豊富な者の中から大統領が委嘱する者

第4項. 第3項第2号の委員の任期は2年とし、1次にわたってのみ連任することができる。ただし、委員の辞任等により新たに委嘱された委員の任期は、前任委員の任期の残余期間とする。

第5項. 委員長は、各自委員会を代表し、国務総理である委員長は委員会の会議を召集してその議長となり、国務総理である委員長がやむを得ない事由で職務を遂行することができないときには、第2項により大統領が指名した委員長がその職務を代行する。

第6項. 委員会の業務を効率的に遂行するために、委員会に分野別の専門委員会を置くことができる。

第7項. その他委員会と専門委員会の構成及び運営に必要な事項は、大統領令でこれを定める。

第8条(国家知識財産基本計画の樹立)

第1項. 政府は、この法の目的を効率的に達成するために、5年ごとに知識財産に関する中・長期的な政策目標及び基本方向を定める国家知識財産基本計画(以下“基本計画”という)を樹立しなければならない。

第2項. 政府は、基本計画を樹立又は変更しようとする場合には、委員会の審議を経て確定し、遅滞なくこれを公告しなければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更しようとする場合には、この限りでない。

第3項. 基本計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

第1号. 知識財産政策の目標と基本方向

第2号. 知識財産及び新知識財産の創出・保護及び活用の戦略

第3号. 産業界、学界、研究界、文化芸術界等の知識財産の創出力量の強化
方案

第4号. 外国における大韓民国国民(国内法により設立された法人・団体を含む。以下、同じ)の知識財産の保護に関する事項

第5号. 知識財産の侵害行為による国民の安全等に対する危害防止方案

第6号. 知識財産の公正な利用方案

第7号. 知識財産の親和的社会環境の造成に関する事項

第8号. 知識財産の国際標準化に関する事項

第9号. 知識財産関連の情報の収集・分析及び提供に関する事項

第10号. 中小企業、農漁業者等の知識財産の力量の強化方案

第11号. 経済的・社会的疎外階層の知識財産への接近支援に関する事項

第12号. 知識財産の専門人力の養成方案

第13号. 知識財産関連の制度の国際化方案

第14号. 知識財産政策の推進のための政府予算投入計画

第15号. 知識財産関連の文化・教育・金融制度等の改善のための法令整備計
画

第16号. その他知識財産の創出・保護及び活用促進とその基盤造成に必要な

事項

第4項. 基本計画の樹立と変更に関する細部手続は、大統領令によりこれを定める。

第9条(国家知識財産施行計画の樹立)

第1項. 政府は、関係中央行政機関の長と市・道知事から第8条の基本計画による推進計画の提出を受けて、毎年国家知識財産施行計画(以下“施行計画”という)を樹立しなければならない。

第2項. 政府は、施行計画を樹立又は変更しようとする場合には、委員会の審議を経て確定する。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更しようとする場合には、この限りでない。

第3項. 施行計画の樹立と変更に関する細部手続は、大統領令でこれを定める。

第10条(推進状況の点検及び評価)

第1項. 委員会は、基本計画と施行計画の推進状況を点検・評価しなければならない。

第2項. 委員会は、基本計画と施行計画の円滑な推進のために、必要な場合には、関係中央行政機関の長や市・道知事に、第1項による点検・評価の結果を反映した改善意見を通知することができる。

第3項. 第2項により改善意見を通知された関係中央行政機関の長や市・道知事は、その改善に必要な計画を樹立して委員会に提出しなければならない。委員会は該当機関が提出した計画の履行状況を点検しなければならない。

第4項. その他基本計画及び施行計画の推進状況を点検・評価するために必要な事項は、大統領令でこれを定める。

第11条(国家知識財産委員会の事務機構)

第1項. 委員会の業務を支援するために、委員会に事務機構を置くことができる。

第2項. 委員会は、委員会の業務を効率的に遂行するために、必要な場合には、

中央行政機関、地方自治団体、その他の関係機関・団体等の長にその所属公務員又は役職員の派遣又は兼任を要請することができる。

第3項. 第1項による事務機構の構成及び運営に必要な事項は、大統領令でこれを定める。

第12条(知識財産政策責任官の指定) 関係中央行政機関の長と市・道知事は、該当機関の知識財産政策を効率的に樹立・施行するために、所属公務員の中から知識財産政策責任官を指定することができる。

第13条(関係法令の制定・改正等の通知)

第1項. 中央行政機関の長と市・道知事は、知識財産と関係する法令及び条例を制定又は改正したり、主要政策及び計画(以下この条において“主要政策等”という)を樹立又は変更しようとする場合には、委員会にその内容を通知しなければならない。

第2項. 委員会は、第1項により通知された法令、条例又は主要政策等に対して意見を提示することができ、中央行政機関の長や市・道知事は、委員会の意見が反映されるように努めなければならない。

第3項. 第1項の通知及び第2項の意見提示に関する細部手続は、大統領令でこれを定める。

第14条(関係機関等に対する協力の要請) 委員会は、委員会の業務遂行のために、必要な場合には、中央行政機関、地方自治団体、その他の関係機関・団体や専門家に資料又は意見の提出を要請したり、調査又は研究を依頼することができる。この場合、委員会は予算の範囲で必要な経費を支給することができる。

第15条(年次報告書)

第1項. 政府は、毎会計年度の経過後3月以内に該当会計年度の施行計画推進実績に対する年次報告書を作成して国会に提出しなければならない。

第2項. 第1項による年次報告書の作成等に必要な事項は、大統領令でこれを定める。

第3章 知識財産の創出・保護及び活用の促進

第1節 知識財産の創出の促進

第16条(知識財産の創出の促進) 政府は、優れた知識財産の創出を促進するために、次の各号の事項を含む施策を設けて、これを推進しなければならない。

第1号. 知識財産関連の統計及び指標の調査・分析

第2号. 未来の知識財産の発展の趨勢及び関連産業・市場に対する展望

第3号. 公共研究機関及び事業者等の知識財産の力量を強化するための支援

第4号. 研究者・創作者及び知識財産の管理者の力量を強化するための教育

第5号. 優れた知識財産の創出を促進するための法・制度の改善

第6号. 公共研究機関及び事業者等の国内外の共同研究開発の活性化の支援

第7号. その他優れた知識財産の創出を促進するために必要な事項

第17条(研究開発と知識財産創出の連携)

第1項. 政府は、研究開発の結果が優れた知識財産の創出に連携することができるよう、支援しなければならない。

第2項. 政府は、研究開発の企画、管理、評価等の全過程において関連知識財産情報が活用されよう、支援しなければならない。

第3項. 政府は、研究開発に対する評価が知識財産の創出成果を基準としてなされるよう、必要な措置を講じなければならない。

第18条(新知識財産の創出等の支援)

第1項. 政府は、新知識財産の創出・保護及び活用を促進しなければならない。

第2項. 政府は、新知識財産の創出・保護及び活用促進のために新知識財産の現

況を調査・分析しなければならない。

第3項. 政府は、新知識財産が適切に保護されうるよう、関係法令を整備し、これに関連する技術的保護手段の開発と利用活性化のための支援等、必要な措置を講じなければならない。

第19条(知識財産の創出者に対する補償) 政府は、知識財産を創出した個人が正当な補償を受けられる社会的環境と基盤を設け、これに必要な施策を樹立しなければならない。

第2節 知識財産の保護の強化

第20条(知識財産の権利化及び保護の促進) 政府は、知識財産が迅速・正確に権利として確定され効果的に保護されるよう、次の各号の事項を含む施策を設けて、これを推進しなければならない。

第1号. 知識財産の審査・審判・登録体系等の整備方案

第2号. 知識財産の保護のための法的・行政的措置の強化方案

第3号. 知識財産の保護のための保安体系と情報システムの構築等、技術的措置の強化方案

第4号. 国内外の知識財産の保護関係機関・団体との協力方案

第5号. 知識財産の権利化及び保護関連の専門人材の確保方案

第6号. その他知識財産の権利化及び保護促進のために必要な事項

第21条(訴訟体系の整備等)

第1項. 政府は、知識財産関連の紛争が迅速かつ公正に解決され権利救済が忠実になされるよう、訴訟手続を簡素化する等の制度改善に努めなければならない。

第2項. 政府は、知識財産関連の紛争解決の専門性を確保するために、訴訟体系を整備し、関連人材の専門性を強化しなければならない。

第22条(裁判以外の紛争解決手続の活性化) 政府は、知識財産関連の紛争が、迅速かつ円満に解決されうるよう、調整・仲裁等の裁判以外の簡単かつ便利な紛争解決の手続を活性化し、専門性を高めて、容易に利用することができるよう、案内と広報を強化する等の必要な措置を講じなければならない。

第23条(知識財産権の侵害行為に対する対応)

第1項. 政府は、知識財産権を侵害する行為に対する取締り、点検等の執行活動を強化するために、次の各号の事項を含む対応方案を設けて、これを推進しなければならない。

第1号. 知識財産の不法流出と知識財産権の侵害を防止するための方案

第2号. 知識財産権の侵害物品の製造・流通又は輸出入する行為を根絶するための方案

第3号. 知識財産権の侵害を防止するための関係機関の間の協力方案

第4号. その他知識財産権の侵害行為に対応するために必要な事項

第3項. 委員会と関係中央行政機関の長は、第1項の対応方案を設けるために、情報・捜査機関の長に必要な情報や資料の収集・提供、その他の協力を要請することができる。

第24条(外国における知識財産の保護)

第1項. 政府は、大韓民国国民が保有する知識財産が、外国において適切に保護されるように努めなければならない。

第2項. 政府は、大韓民国国民が保有する知識財産が外国において適切に保護を受けられない場合、職権又は当事者の要請により、それに対する現況調査、該当外国政府に対する措置の要求、国際機構及び関連団体との協力等、必要な措置を講じなければならない。

第3節 知識財産の活用の促進

第25条(知識財産の活用の促進)

第1項. 政府は、知識財産の移転、取引、事業化等の知識財産の活用を促進するために、次の各号の事項を含む施策を設けて、これを推進しなければならない。

第1号. 知識財産を活用した創業活性化方案

第2号. 知識財産の需要者と供給者の間の連携活性化方案

第3号. 知識財産の発掘、収集、融合、追加開発、権利化等の知識財産の価値増大及びそれに必要な資本造成方案

第4号. 知識財産の流動化促進のための制度整備方案

第5号. 知識財産に対する投資、融資、信託、保証、保険等の活性化方案

第6号. その他知識財産の活用促進のために必要な事項

第2項. 政府は、国家、地方自治団体又は公共研究機関が保有・管理する知識財産の活用を促進するために努めなければならない。

第26条(知識財産サービス産業の育成)

第1項. 政府は、知識財産関連の情報の分析・提供、知識財産の評価・取引・管理、知識財産の経営戦略の樹立・諮問等の知識財産に係るサービス産業(以下“知識財産サービス産業”という)を育成しなければならない。

第2項. 政府は、知識財産サービス産業に対して、創業支援、人力育成、情報提供等の必要な支援をすることができる。

第3項. 政府は、優れた知識財産サービスを提供することのできる力量と実績を保有した事業者を選定して褒賞し、関連政府事業の参与に対する恵沢を提供する等の必要な支援をすることができる。

第4項. 政府は、知識財産サービス産業に対する分類体系を設け、関連統計を収集・分析しなければならない。

第27条(知識財産の価値評価体系の確立等)

第1項. 政府は、知識財産に対する客観的な価値評価を促進するために、知識財産の価値の評価技法及び評価体系を確立しなければならない。

第2項. 政府は、第1項による評価技法及び評価体系が知識財産関連の取引、金融等に活用されうるよう、支援しなければならない。

第3項. 政府は、知識財産の価値評価を活性化するために、関連人力を養成しなければならない。

第28条(知識財産の公正な利用秩序の確立)

第1項. 政府は、知識財産の公正な利用を促進し、知識財産権の濫用を防止するために努めなければならない。

第2項. 政府は、共同の努力により創出された知識財産が当事者間に公正に配分されるように必要な措置を講じなければならない。

第3項. 政府は、大企業と中小企業の間での不公正な知識財産の取引を防止し、相互間の協力を促進しなければならない。

第4章 知識財産の創出、保護及び活用の促進のための基盤造成

第29条(知識財産の親和的社会環境の造成)

第1項. 政府は、知識財産が尊重される社会環境を造成するために、教育、広報、文化行事等の知識財産に対する国民の認識を高めるための施策を設けて、これを推進しなければならない。

第2項. 政府は、各地域の知識財産の競争力の向上のために、地域別に知識財産の創出、保護及び活用の促進のための施策を設けて、これを推進しなければならない。

第30条(知識財産の国際標準化)

第1項. 政府は、研究開発事業において創出中、又は創出された知識財産が「国家標準基本法」第3条第2号による国際標準と連携されうるように、研

究の企画段階から標準の獲得に至る全過程にわたって必要な支援施策を設けて、これを推進しなければならない。

第2項. 政府は、知識財産の国際標準化を支援するために、国際標準関連の動向情報を収集・分析・提供しなければならない。

第31条(知識財産の情報の収集・分析及び提供等)

第1項. 政府は、知識財産の情報の生産・流通及び活用を促進するために、次の各号の事項を含む施策を設けて、これを推進しなければならない。

第1号. 知識財産の情報の収集・分析・加工及びデータベースの構築方案

第2号. 知識財産の情報の分類体系の設定及び知識財産分類表の作成・補完等に関する事項

第3号. 知識財産の情報網の構築及び知識財産の専門図書館の設立等の情報に対する接近性の提高方案

第4号. 知識財産の情報の収集・分析及び提供の活性化のために必要な研究開発方案

第5号. 知識財産の情報の管理・流通専門機関の育成方案

第6号. その他知識財産の情報の収集・分析及び提供のために必要な事項

第2項. 政府は、第1項による施策を推進するときに個人情報や国家機密等が保護されるように必要な措置を講じなければならない。

第32条(経済的・社会的弱者に対する支援)

第1項. 政府は、中小企業、農漁業者、個人等の知識財産の創出・保護及び活用の力量を強化するために、必要な支援をしなければならない。

第2項. 政府は、知識財産の創出・保護及び活用の促進において、戦略的な経営活動を模範的に遂行している中小企業を対象に大統領令が定めるところにより、知識財産経営認証をすることができる。

第3項. 政府は、障害者、老人等の知識財産に接近し難い者が知識財産を容易に利用することができるよう、必要な支援をしなければならない。

第33条(知識財産教育の強化)

- 第1項. 政府は、国民の知識財産に対する認識と知識財産の創出及び活用の力量を高めるために、知識財産に関する教育を強化しなければならない。
- 第2項. 政府は、「初・中等教育法」第2条及び「高等教育法」第2条による学校の正規教育課程に知識財産に関する内容が反映されるようにしなければならない。
- 第3項. 政府は、知識財産に特性化された学校を育成し、知識財産関連の学校や講座が開設されるようにしなければならない。
- 第4項. 政府は、「平生教育法」第2条による平生(生涯)教育機関の教育課程に知識財産に関する理解と関心を広げることができる内容が含まれるようにしなければならない。

第34条(知識財産の専門人力の養成)

- 第1項. 政府は、知識財産の創出、保護及び活用とその基盤造成に必要な専門人力を養成しなければならない。
- 第2項. 政府は、女性の知識財産の専門人力の養成及び活用方を設け、女性が知識財産部門でその資質と能力を十分に発揮することができるようにしなければならない。
- 第3項. 政府は、知識財産の専門人力を養成するために、産業界、学界、研究界及び文化芸術界等と協力しなければならない。
- 第4項. 政府は、知識財産の専門人力を養成するために公共研究機関や事業者等に対して、教育設備、教材開発、教育施行等に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。

第35条(知識財産の研究機関等の育成)

- 第1項. 政府は、知識財産関連制度や政策を専門的に調査・研究する研究機関を育成しなければならない。

第2項. 政府は、知識財産の創出・保護及び活用とその基盤造成を目的に設立された法人や団体を育成しなければならない。

第3項. 政府は、第1項の研究機関や第2項の法人・団体等に対して、その運営に必要な経費の全部又は一部を出捐又は補助することができる。

第36条(知識財産制度の国際化)

第1項. 政府は、国内外における知識財産の創出、保護及び活用が効果的になされるよう、国内の知識財産制度が国際的合意事項及び規範と調和をなすのに必要な施策を設けて、これを推進しなければならない。

第2項. 政府は、国際的に調和される知識財産制度を設けるために、外国政府、国際機構等と協力しなければならない。

第3項. 政府は、外国政府、国際機構等と条約、協約等の国際的合意が、国内の知識財産関連の制度・政策や市場に及ぼしうる影響を調査・分析して適切な対策を設けなければならない。

第37条(開発途上国に対する支援) 政府は、開発途上国の貧困退治、経済成長及び文化発展に寄与するために、開発途上国の知識財産の創出・活用の力量を高めるのに必要な支援をすることができる。

第38条(南北間の知識財産の交流協力) 政府は、北朝鮮の知識財産関連の制度・政策や現況等に対する調査・研究活動を推進することにより、南北間の知識財産分野の相互交流と協力を増進することができるように努めなければならない。

第5章 補則

第39条(秘密を漏らすことの禁止) 委員会及び専門委員会の委員又は事務機構の職員やその職にあった者、派遣・委嘱・委託等により委員会の業務を遂行する又はした者は、その業務処理中に知得した秘密を漏らしてはならない。

第40条(罰則適用における公務員の擬制) 委員会及び専門委員会の委員、事務機構の職員のうち公務員でない者は、「刑法」第129条から第132条までの規定を適用するときには、公務員とみなす。

附則

第1条(施行日) この法は、公布後2月が経過した日より施行する。